

●香川県告示第221号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、平成24年4月27日から施行する。

平成24年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前																																		
第1 略 1 略 (1) 略 (2) 略 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>2,401,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 (3) 略  ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							第1 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間 1 収容施設の供与 (1) 略 (2) 応急仮設住宅 ア 略 イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のために支出する費用は、 <u>2,387,000円</u> 以内とする。 ウ～キ 略 2 略 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (1)・(2) 略 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月1日から9月30日まで)</td> <td><u>17,200円</u></td> <td><u>22,200円</u></td> <td><u>32,700円</u></td> <td><u>39,200円</u></td> <td><u>49,700円</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>17,200円</u>	<u>22,200円</u>	<u>32,700円</u>	<u>39,200円</u>	<u>49,700円</u>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上の世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 (4月1日から9月30日まで)</td> <td><u>17,300円</u></td> <td><u>22,300円</u></td> <td><u>32,800円</u></td> <td><u>39,300円</u></td> <td><u>49,800円</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>							世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>17,300円</u>	<u>22,300円</u>	<u>32,800円</u>	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>	略
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>17,200円</u>	<u>22,200円</u>	<u>32,700円</u>	<u>39,200円</u>	<u>49,700円</u>	略																																			
世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯																																			
夏季 (4月1日から9月30日まで)	<u>17,300円</u>	<u>22,300円</u>	<u>32,800円</u>	<u>39,300円</u>	<u>49,800円</u>	略																																			

冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	略
--------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	略
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	略

(4) 略

4~11 略

12 略

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とする。

(3) 略

13 略

冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	略
--------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	世帯区分					
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月 1日から9月 30日まで)	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,500円	略
冬季 (10月 1日から3月 31日まで)	9,100円	12,000円	16,900円	20,000円	25,400円	略

(4) 略

4~11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,200円以内とする。

(3) 略

13 略